

# 鈴木義男研究序説

— 歴史的意義を再考すべき3つの仕事 —

齋 藤 誠

## はじめに

筆者は、この2年間、本学教授（現名誉教授）仁昌寺正一が主宰する「鈴木義男研究会」に参加してきた。この研究会は、仁昌寺が『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』で成果をまとめた（仁昌寺,2006）ことを契機として、長年にわたって集めた資料、書いてきた原稿をまとめ、鈴木義男（1894-1963）の評伝を書くことを念頭に、2018年12月、仁昌寺と彼が指導する大学院学生・雲然祥子、そして筆者の3人をメンバーに立ち上げたものである。会は2週に1度のペースで開かれ、これまでの開催数は2020年11月現在で40回を超えている。

研究会は、仁昌寺が草稿を提出し、参加者がそれに対する意見を述べるというかたちで進められている。研究会の回数がここまでになったのは、仁昌寺が鈴木生涯及び思想・行動に関わる新たな資料をつぎつぎと発掘し、その内容を丹念に取り上げたためである。これにより、鈴木義男に関する資料の蓄積において、仁昌寺は、他の追従を許さない圧倒的な仕事を成し遂げている。

筆者は、研究会を通じて、仁昌寺が集めた資料に接し、鈴木義男の仕事やその背景となった思想について詳しく知る機会に恵まれた。そこから筆者がえた結論は、鈴木思想や行動には、もちろん立場による評価の違いはあるにせよ、少なくとも無視されるべきでない程度の歴史的そして今日的意義が認められるということ、そして、そうした鈴木がこれまであまりにも注目されてこなかったこと、それゆえ、鈴木思想や行動は、研究対象としてもっと取り上げられるべきであるということである。本稿は、そうした結論にいたった論拠の骨子をまとめたものである。

仁昌寺の鈴木義男研究は、もともとは東北学院史研究のなかで始められた。本学院出身者で、その教育に大きな影響を受け、その後社会的に活躍した人物として鈴木の名が挙がり、仁昌寺は、その生涯を紹介するという任を引き受けた。しかし、仁昌寺は、その仕事を通じて、東北学院出身ということとは関わりなく、鈴木が、歴史的評価をうけるべき多くの業績を残していることを確信するにいたる。仁昌寺は、その知見の一部をすでにさまざまな形で発信してきた（仁昌寺, 2010, 2016, 2017）。筆者は、本稿において、鈴木研究の意義と可能性について仁昌寺と意見を共有しつつ、研究会参加によって触発された自身の考察を整理することを通じて、仁昌寺から受けた大きな学恩に、わずかなりとも報いたい。

以下では、その歴史的意義を再検討すべき対象として、とりあえず、鈴木義男の3つの仕事を取り上げ、それぞれ1節ずつを当てる。第一は、戦前・戦中における弁護士としての仕事である。特に、治安維持法違反に問われた知識人、民族団体、宗教団体の弁護活動の特徴と意義を考えた。第二は、社会党の衆議院議員として関わった日本国憲法の制定過程における仕事である。特

に、第90回帝国議会衆議院で、憲法改正に関する実質的な審議を行ったいわゆる「芦田小委員会」における鈴木の仕事の内容と意義を確認したい。そして、第三に、片山・芦田内閣における司法大臣・法務総裁としての仕事である。戦後の法制司法改革の担当大臣として鈴木が果たした役割を考察したい。これら3つの仕事に限定するのは、これらにおいて鈴木が残した成果は現実的で実効的なものであり、その内容の確定や評価に関する議論を始めやすいと考えたからである。

それに対して、鈴木思想や学説のもつ歴史的意義にはほとんど言及できていない。たとえば、弁護士になる前の学者として仕事や言論活動、大臣を辞めた後のひとりの政治家としての言説、さらには教育者としての発言などは、鈴木思想・行動の全体像を捉えるうえでは重要な要素であるが、本稿では扱わない。特に、鈴木「平和」思想についてほとんど触れていないのは本稿の重大な限界である。また、鈴木の人間としての魅力、なかでも、厳しい状況下での自分の信念を貫いた勇気や窮地にある人に対して示した慈愛などについても、ことさら取り上げることはしない。

とはいえ、これら3つの仕事に限定したとしても、けっきょく、鈴木義男という人物はなにをしようとしたのかという問題にふれないわけにはいかない。最後の節では、それについての筆者の見解の概略を示してみたい。

## 1 弁護士としての仕事

### (1) 弁護士への転身と仕事

1930(昭和5)年、鈴木義男は、東北帝国大学法文学部教授の職を辞して、弁護士となる。36歳であった。その間の詳しい経緯(仁昌寺、2006:186-196)はここでは割愛するが、指摘しておくべきは、直接的原因ではないにせよ、辞職の背景には、当時、政府による大学教員の思想監視の強化があったということである。鈴木は、政治的には穏健社会主義の立場を取り、共産党とはもちろんマルクス主義と結びついた左翼勢力とも一線を画していたが、現役将校学校配属問題での政府批判や特定の政党候補者の応援など、政治的態度表明はアクティブであり、それが鈴木学の学内での孤立を深めていたからである。

大学を辞めた鈴木が弁護士となったのは、自らの強い意志によるというより、私淑していた吉野作造、美濃部達吉、牧野英一らに相談した結果としての消極的選択であった。その結果、弁護士になりたての鈴木は、文筆活動や学校の非常勤講師で食いつないでいたらしい(仁昌寺、2006:202-212)。

しかし、鈴木は、その後、刑事弁護で名を馳せていた今村力三郎に師事し、刑事弁護の道に進む。多くの刑事事件に弁護人として関わり、成果をあげることになる。その仕事ぶりは、現在、「人権尊重の立場に立ち、不当の迫害に対してその被害者を守るという意識から弁護を引き受けた」(平和人物大事典、2006:309)と総括されている。

その活動の概要は、長年にわたって鈴木のもとで働いていた弁護士滝内礼作がまとめている(滝

内、1972)。滝内は、鈴木に関わったおもな事件を取り上げ、その弁護要旨を紹介するとともに、その意義を、治安維持法、戦時体制下の「司法ファッショ」との闘いとして総括している。それ以前にも、滝内は、『鈴木義男』（鈴木義男伝記刊行会、1964）に、帝人事件、労農派グループ事件、ビールの泡事件について鈴木の本論記録の一部を採録することで、一般人には入手しにくい資料を広く提供している。

われわれの研究会において仁昌寺は、弁護士としての鈴木の本活動が三期に分けられるのではないかと提案している（仁昌寺、2020）。

第一期は1930（昭和5）～1933（昭和8）年で、インテリ・知識層中心に治安維持法違反事件に取り組んだ時期で、河上肇の弁護がその代表である。河上の裁判については、『弁護本論要旨』が残されているほか、河上自身の日記と妻・秀の日記から裁判をめぐる当時の状況を詳しく知ることができる。そのほかにも、山田盛太郎、平野義太郎、大塚金之助など「講座派」及び山川均などの「労農派」の学者・知識人の弁護にも当たっている。また、これらの裁判をふまえて、鈴木は、1933（昭和8）年、治安維持法改正について具体的な提案（鈴木、1933）をしていることも注目される。

第二期は1934（昭和9）～1937（昭和12）年で、帝人事件、志賀暁子墮胎事件など、治安維持法以外の刑事事件に関わった時期で、これらの裁判における活躍によって、鈴木は弁護士としての名声を一気に高めることになる。

帝人事件は、政治的意図をもった検察捜査権の濫用を示すことばとして今日でも使われる「検察ファッショ」という言葉が生まれた事件であり、鈴木は、公判において検察の「ファッショ化」を厳しく批判した（高橋、1997：174）。また、この事件を契機に、鈴木は、この時期、裁判所と検察の組織的分離を中心とする司法制度改革論を数多く発表している（鈴木、1934a、1934b、1935）。

志賀暁子墮胎事件は、墮胎罪という刑罰のもつ問題性を女性の人権という観点から明らかにした鈴木の本論は話題となり、法廷外でも多くの識者による論争を巻き起こすなど、社会的にも大きな影響を及ぼした。この裁判における鈴木の本論は、その後も、何人かの論者によって取り上げられて、高い評価を得ている。（澤地、1980：132-142、小池、198：107）

この時期にも治安維持法違反事件での弁護は続いており、宮本百合子や林房雄、貴司山治といったプロレタリアート文学者の弁護を行っている。

第三期は1938（昭和13）～1945（昭和20）年で、適用範囲が拡大した治安維持法の違反事件に取り組んだ時期である。弁護の対象も、労農派人民戦線事件での学者（大内兵衛、有澤廣巳、美濃部亮吉、宇野弘蔵、脇村義太郎）、企画院事件での官僚（和田博雄）、朝鮮独立運動が治安維持法違反に問われた修養同友会事件でのイ・グァンス（李光洙）ら民族主義運動家、キリスト教ホーリネス系教会牧師96名が治安維持法違反で検挙された事件と広がっている。

弁護士としての鈴木のこうした活動は、さまざまな観点から検討・評価の対象となりうるが、以下では、治安維持法違反事件関係の本活動に限定して論じてみたい。

## (2) 治安維持法事件への着目

治安維持法違反事件での鈴木への弁護活動を取りわけ注目する理由は、おもに3つある。

第一に、これまでの治安維持法研究において、鈴木への弁護活動がほとんど取り上げられておらず、その空白を埋める必要があるからである。治安維持法違反事件で鈴木に関わった学者・文化人のリストは衝撃的ではある。日本ではほとんど知られていないイ・グァンス（李光洙）も、韓国では非常に知名度の高い作家であり、その活動が改めて注目されている文化人である（波多野，2015）。鈴木が、こうしたビッグネームを治安維持法による弾圧から守ったことは、それ自体として記憶され、記録されるべきことであろう。しかし、これまで、こうしたことは、きわめて不十分にしか行われてこなかった。

周知のように、戦後日本においては、戦前・戦中において治安維持法がどのような役割を果たしたかについて、当然ながらその負の側面を重視しつつ、多くの資料が集められ、多くの研究が進められてきた。しかし、それらの中に、鈴木による弁護活動を記録したもの、あるいは言及したものはないに等しい（上田，1983. 森，1985. 奥平，2006. 仲澤，2012）。戦前・戦中において治安維持法をめぐる起こったことの全体像を知ろうとする者にとっては、このことは無視できない事実である。

そうしたことがなぜ起こったのかを考えることは重要である。しかし、ここでは、その点には立ち入らず、治安維持法に関わる裁判において、鈴木が、決して看過されるべきでない仕事をしていることを確認しておくだけにしたい。もちろん、鈴木への弁護活動をどのように評価するかについては、立場により違いが出てくるのは当然であろう。しかし、それが評価の対象にすらされず、忘れ去られるのは避けなければならない。

第二に、散在していた資料の発掘により、鈴木への弁護内容・手法についてさまざまな視点からの検討ができるようになったからである。これは仁昌寺の資料渉猟によるところが大きい。第一期では、平野義太郎、河上肇への弁護要旨の所在（東京大学社会科学研究所）がわかり、第二期では、宮本百合子の裁判記録、さらには宮本から鈴木への手紙も発見され、最近公刊された（渥美，2020）。第三期については、ホーリネス系教会牧師安倍豊造への弁護要旨もその概要は残されていることがわかった。さらに、仁昌寺は、労農派人民戦線事件の鈴木茂三郎、大内兵衛、有澤廣巳、美濃部亮吉、宇野弘蔵について、鈴木への弁護内容を記録する資料を入手した。いずれも、関係者のもとに散在し、いつ失われても不思議ではない状態からの発掘であった。さらに、最近では、われわれの研究会メンバーである雲然祥子の助力を得て、修養同友会事件の「上告趣意書」（複与）の所在（神戸市立中央図書館青丘文庫）を探し当てている。こうして、仁昌寺の尽力により、鈴木による治安維持法関係事件への弁護内容は、ほぼその全容が見えてきたのである。

第三に、治安維持法への対応からは、当時の鈴木への思想信条、状況認識・評価を読み取ることが出来るからである。もちろん、当然ながら、問題意識と分析視角によって読み取りの内容と評価は異なってくる。しかし、いずれにせよ、鈴木と治安維持法への対応に関する各種資料は、鈴木への生き方やものの考え方を理解するための重要なテキストとなっている。

### (3) 治安維持法違反事件裁判への対応

ここでは、治安維持法違反事件の弁護記録から読み取れる鈴木の基本的立場を2つ確認しておきたい。

その第一は、裁判を通じて、鈴木は治安維持法に「対決」したのではなく、「対応」したという点である。鈴木は、治安維持法について、そもそもあってはならない悪法であるという立場で法廷に立つという弁護手法は取らなかった。それは、第一期から第三期まで一貫している。よく知られているように、「対決」型弁護の代表者は布施辰治であり、その流れをくむ自由法曹団弁護士も同じような弁護手法をとった。彼らにとっては、裁判は裁判であると同時に、政治闘争の場であった。

しかし、鈴木は、治安維持法という法律の存在を前提に、通常の刑事裁判として、犯罪の構成要件の充足や違法性に関する検察の主張に反論し、ときには裁判官の情に訴え、ときには自らの学識を誇示し、元帝国大学教授という権威を利用した。つまり、被告人を弁護するためにできる最善と思われることはなんでもした。そうした方法で、鈴木は、無罪や執行猶予付きの判決を獲得していった(仁昌寺, 2019a)。

注目すべきは、鈴木に弁護を依頼した学者・文化人たちは、こうした弁護方針を評価して鈴木を弁護人を選んでいくという点である。たとえば、河上肇は、当初、治安維持法違反の裁判は「弁護の如何によって自分の刑が軽くなる望みがあるなどとは到底かんがえられな」かったから、弁護士は誰でもよいと考えて、自由法曹団系の弁護士に頼もうと考えていたが、すでに鈴木に弁護を頼んで執行猶予付きの比較的軽い判決をえていた山田盛太郎らが鈴木の弁護方針を高く評価し、弁護人を鈴木にすることを強くすすめ、河上がそれを受け入れたという(河上, 1947: 81)。けっきょく、河上には執行猶予がつかなかったが、河上の家族は裁判における鈴木の弁論内容にはじゅうぶん満足していたという(河上, 1947: 172)。同様のことは、ほかの学者・文化人でもみられ、そうした評価が伝わることで、鈴木に弁護を依頼する者が増えていったと考えられる。

さらに、治安維持法への鈴木の向き合い方には、もうひとつ一貫した考え方がある。それは、法が裁くことができるのは行為であり、行為として実行されていない「思想は裁けない」という大原則である。これは近代刑法理論の大原則である。鈴木は、当初から、治安維持法がこの大原則を曖昧にする危険性があることを指摘しているが、裁判では、被告人の「行為」とその法的意味を明確にすることによって弁護するという方法を貫いた。それによって、被告人には犯罪の構成要件に該当する行為がない、あるいはほとんどないことを示すことができたからである。しかし、戦争が深刻化する第三期になると、この大原則を無視した起訴や判決が多くなり、鈴木は、法廷でこの大原則を改めて確認することが多くなっていった。

この2つの基本的立場の堅持は、鈴木が、最後まで、司法の独立を信じ、刑事司法が「思想は裁けない」という大原則には従うであろうと信じていたことを示す。もちろん、鈴木は事態が深刻になりつつあることを理解していた。河上肇が当初からもっていた絶望、「弁護の如何によって自分の刑が軽くなる望みがあるなどとは到底かんがえられな」という絶望は、現実のもの

となりつつあった。しかし、そうした中にあってもなお、鈴木は、裁判においては刑事裁判の大原則をふまえて理をつくせば、成果は得られることを信じて弁護活動を続けたのである。この鈴木の場合、状況認識あるいは判断をどう分析し、どう評価するのは、鈴木研究の重要なテーマである。

#### (4) 治安維持法制への視点

では、弁護方針の問題はさておいて、鈴木は、そもそも、治安維持法という法律をどう見ていたのだろうか。治安維持法は、本来はあってはならない悪法であるが、実定法としてある以上、それに基づいた弁護をすべきと考えていた（形式的容認）のか、それとも、多くの問題はあるが、こうした法律があること自体はやむをえないと考えていた（実質的容認）のか。

この問題への解答は、治安維持法の改正が問題となっていた1933（昭和8）年に、鈴木が発表した治安維持法改正に関する論文（鈴木，1933. 荻野，1996）から垣間見える。高橋彦博によると、この鈴木の見解の要旨は、国体の変革にかかわる罪と私有財産の否定にかかわる罪の規定を完全に分けること、国体の変革と政体の変革の混同を避けること、私有財産の否定は、「無限のヴァライティー」において捉えることの3つである（高橋，1997：166）。最後の点は、私有財産の否定しようとする思想はあまりにも多種多様であり、それを一律に規制することはすべきでない。もし治安維持法で取り締まるのであれば、その要件を特別に厳格に定めるべきである、というのが鈴木の見解である。

重要なのは第一と第二の点であるが、まず、鈴木は、治安維持法によって、国体を変革しようとする思想については、思想の宣言と扇動に限って、これを犯罪とすることは認める。国体の変革は、阻止させるべき「絶対事項」だからである（荻野，1996：117）。しかし、ここでいう「国体」とは、「国民感情」や「国民道徳」の中にまで入り込んでいる「天皇制」という日本の政治社会のあり方のことであり、天皇が特定の政治的役割をもった特定の政治体制のことでない。したがって、天皇の役割が帝国憲法とは異なる別の政治体制のあり方を論じることは、国体を変革することではない。この意味では、戦後の日本国憲法体制への移行において、国体は変革されなかったことになる。

こうした提案からは、鈴木が、政体との混同は認めないものの、国体を変革しようとする者を処罰する法として、治安維持法を実質的に容認してようにもみえる。しかし、事はそう単純ではない。高橋彦博によれば、鈴木の見解の意図は、当時において、国体の変革の善し悪しを論じることは「議事日程化（アジェンダ・セッティング）された政治争点」になっていないという状況認識に立って、そうした問題を論じるよりは、まずは、治安維持法の拡大解釈に歯止めをかけようとしたところにある（高橋，1998：166）。そうだとすれば、国体の変革は阻止させるべき「絶対事項」であるという発言は、ほとんどの日本人がそう思っているという鈴木の見解認識であって鈴木自身の意見ではない、少なくとも、鈴木の見解かどうかはわからないということになる。

高橋の指摘は当たっていると考えるべきであろう。議論しても実現できそうもないことは議論せず、とりあえず獲得できそうな目標について議論するという漸進的改良主義の態度は、鈴木の

実践行動において一貫して見られるものであり、それは、鈴木 of 政治的師である吉野作造が、天皇制の問題は脇において「民本主義」を進めようとした態度と同じである。また、クリスチャンの家に育ち、周囲から疎まれる多くの経験をもちながらも、「神を懼れて人を懼れず」をモットーに生きた鈴木 of 生涯（新井，2005）からは、ほとんどの日本国民が「国体」を受け入れていることを認めつつ、そこに強い一体感を感じることはなかった鈴木 of 姿がみえる。

しかし、こうした事情を理解しつつも、治安維持法改正に関する鈴木 of 判断が歴史的にどう評価されるべきかについては、さまざまな視点から検討されるべき課題である。

## 2 日本国憲法制定過程での仕事

### (1) 政治家への転身

1945（昭和20）年8月の敗戦ののちほどなく、鈴木義男は政治家となることを決意する。

鈴木は、もともと政治家志望であったが、吉野作造と出会って学問の道へ進み、その後、不本意ながらそれをあきらめ弁護士となった。弁護士として名をあげてからは、政治家への転身の誘いがあったというが、鈴木はそれを断っていた。社会主義を標榜しない政党には入りたくないというのがその理由だったという（鈴木義臣，1955）。

その鈴木が政治家への転身を決意した理由については、弁護士活動の経験を通じてその限界を痛感したことに加えて、以前から親交のあった片山哲から、社会党という新しい社会主義政党結党への参加を誘われたことが重要な要因であることは想像に難くない。鈴木 of 政治的立場については、さきに「穏健社会主義」と表現していたが、「ソーシャル・リベラル」と呼ぶほうが適切であろう。というのも、鈴木がいう「社会主義」とは「自由主義の論理的帰結」としての「広義の社会主義」であり、具体的には、ワイマール憲法から学んだ社会的人権（社会権）の保障、それに基づいた社会法の整備、「法の社会化」の推進であったからである（鈴木，1925）。したがって、ソーシャルを不可欠な要素とするリベラルというべきであり、基本的にはリベラルだからである。

さらに、注目すべきは、鈴木は、政治家への転身理由として、占領軍総司令部（GHQ）の明らかにした対日占領政策の内容が予想以上のもので、日本の民主化が期待できるものだったことを挙げている点である（鈴木，1951）。鈴木は、占領軍による日本民主化政策の中で、ソーシャル・リベラルを理念とする改革ができるのではないかとの思いから政治家になったのである。実際、鈴木は、少なくとも朝鮮戦争による占領政策の転換までは、占領軍が主導する日本の民主化政策を積極的に受け入れ、自らの理念の実現のために最大限に利用しようとしたといえよう。

鈴木は、1945（昭和20）年11月日本社会党結党大会に参加、中央執行委員となり、翌年の衆議院議員選挙に福島全区区から社会党公認候補として立候補し初当選を果たす。新人議員鈴木は、いきなり党内の司法調査部長、憲法主査委員となる。これにより、鈴木は、社会党の責任者として帝国憲法を改正し新しい憲法を制定する過程に深く関わることになるのである。1946（昭和21）年5月から始まった第90回帝国議会は、吉田内閣から提出された憲法改正案を審議する「制

憲議会」となったが、鈴木は、この制憲議会において帝国憲法改正委員となり、本会議で社会党の代表質問を行ったほか、憲法改正の実質的審議を行った「帝国憲法改正案委員小委員会」（いわゆる芦田小委員会）の委員となり、政府案の審議・修正に大きな貢献をする。

## （2）芦田小委員会の記録

日本国憲法制定過程における鈴木義男の役割に関心が集まるようになったのは、戦後ずっと非公開であった芦田小委員会の速記録が1995（平成7）年に公開され、そこで果たした鈴木役割の大きさが明らかになってからである。じつは、それ以前に、この小委員会での審議については、鈴木自身はかなり詳しく報告していた（鈴木、1958）が、ほとんど注目されることはなかった。

また、この速記録が公開される前に、米国の公文書の中にこの速記録の英訳があり、1983（昭和58）年には日本語訳が公刊されていた（森、1983）。高橋彦博は、この英訳速記録の分析から、小委員会における鈴木義男（及び森戸辰男）の果たした役割の大きさを解明した（高橋、1997）。速記録が米国公文書となっていたのは、小委員会の速記録は英訳されてGHQに提出することを求められていたからである。ただし、両者の内容にはかなりの齟齬がある（古関、2005：(11)－(12)）。日本側が、GHQとの関係で都合の悪い部分を削除するなどの処理をしてからだという。その意味では、英文版速記録は、審議の記録としては不完全なものであり、原本が公開（現在はインターネット上でも公開）された意味は大きかった。

速記録を一読すると、確かに、小委員会での議論において、鈴木義男が非常に大きな役割を果たしたことは明らかである。特に、生存権に関する第25条第1項の新設、最高裁判所長官の任命権を天皇とすることで司法権の独立を明確化しようとした第6条第2項の修正、さらには、国家賠償請求権を刑事補償請求権とは別のものとして規定した第17条と第40条については、鈴木への貢献がとりわけ大きいことがわかる。

速記録をふまえて、清水まり子は、第25条の生存権規定を入れたのは鈴木であると結論づける（清水、2011、2018）。このほかにも、古関は第9条の平和条項挿入における鈴木役割の大きさを指摘し、憲法第9条は占領軍による押しつけではなく、日本人が自ら選び取ったものであることを強調する（古関、2015、2017）。しかし、速記録を読むかぎり、第9条第1条冒頭部分の修正は、確かに鈴木への貢献がないわけではないが、当時の日本において平和への思いが、強く広く共有されていたこと（塩田、2018）が大きかったといえる。もっとも、鈴木による平和条項の挿入の発議は、その場の思いつきによるものではなく、1920年代から見られる鈴木への平和思想の論理的帰結であり、鈴木への生涯にわたる第9条擁護の原点である（仁昌寺、2017）。したがって、これは、たんに政府原案修正への芦田小委員会における貢献度という観点から評価すべきでない。

ともあれ、重要なことは、こうした問題について共通のテキストに基づいて、かなり客観的な議論ができるようになったということである。



### (3) 芦田小委員会での役割

芦田小委員会において鈴木がいかなる役割をしたかを論ずるさい、意識しなければならないのは、鈴木個人の役割と社会党代表者としての役割との区別である。そのためには、この委員会についての基本的事実をおさえておく必要がある（第九十帝国議会、2005）。

まず、委員会における委員の人選である。芦田小委員会は14名の委員から構成されていたが、その人選は衆議院の各会派からの推薦によるものであり、鈴木は、森戸辰男、西尾末廣とともに社会党の代表委員である。

第二に、審議の進め方である。委員会では、政府案について各会派から事前に修正案が提出され、会議では、その是非を審議するという方法をとった。社会党は、他の会派と比べても、よく準備したうえで多くの修正案を提出している。会議において、修正案の説明をしたのは、鈴木と森戸であり、西尾が説明することはなかった。説明の役割分担は、鈴木と森戸のあいだで事前に決められていたようである。

第三に、審議において、各委員はかなり自由に自分の意見を述べており、所属会派の公的な立場にはとられない雰囲気があった。上記の修正案についても、会派ではなく個人として出した委員もいた。他会派の提案だからといって、最初から否定的な態度を示すことは、まったくないとはいえなかったが、それほど多くはなかった。さらに、委員会での決議は、こうした各委員の自主的判断をふまえた「全員一致」を原則としていた。

第四に、審議は、大きく2つのラウンドで行われた。第1ラウンド（第1回～第6回）では、各会派の提案が説明され、審議によって採用すべきものと採用できないものが決められた。結論が出ないものは第2ラウンド（第7回～第13回）に回した。そして、第2ラウンドでは、それらについて結論を出すための審議がなされた。

このような文脈を意識して鈴木の発言の意味を評価するとすれば、もし、社会党修正案に書かれていたことを第1ラウンドで鈴木が説明し、比較的簡単に委員全員の合意が得られたとすれば、小委員会での鈴木への貢献はそれほど大きいとはいえない。第9条第1項最初の部分の挿入は、これに当たるのではないか。他方、説明者が鈴木であれ森戸であれ、第1ラウンドでは他の委員から共感を得られなかったが、第2ラウンドで鈴木が形勢を逆転させ修正に成功したとすれば、そこでは鈴木への貢献が大きいといってよい。第25条、第6条、第17条と第40条はこちらの例であろう。

### (4) 社会党修正案作成での役割

しかし、問題はまだ残る。そもそも、社会党修正案はどのようにしてできたかである。芦田小委員会での発言とは別に、そもそも、小委員会での審議の求めた社会党修正案を作成するさい、鈴木が大きな役割を果たしているのであれば、それも鈴木の仕事として評価しなければならない。

その点で、まず指摘しておかなければならないのは、鈴木は、新憲法の政府案審議に入る前に、はたしてどこまで実質的な議論が可能なのかについて、GHQの憲法担当者であったケーディス大佐に直接聞いているということである。前述の治安維持法改正に関する意見表明のときと同じ

ように、「議論しても仕方がないことは議論しない」という鈴木の状態が示されている。そこから、鈴木は、天皇に関する部分と戦争放棄に関する部分を除けば、どんな議論をしてもかまわないという言質を得ていたという（高橋，1997：53）。鈴木はこの行動は、社会党修正案およびその後の芦田小委員会での発言の前提となっており、憲法論議全体の可動域を確定したという点で大きな意義をもつ。

そうしてできた社会党修正案は、社会党憲法改正案特別委員会の名で提出されている（第九十帝国議会，2005）。その構成員として鈴木と森戸がいたことは確かであるが、ほかにどのようなメンバーであったか、そこでどのような審議が行われたかについては資料がない。しかし、既述のように、鈴木は、憲法改正問題で党を代表する役割を担っていた。しかも、それは、党首片山哲の絶対的信頼を背景としたものであった。したがって、社会党修正案の作成において鈴木が中心的役割を果たしていたことは間違いない。

森戸辰男の影響力も大きかったと考えられる。彼は、社会経済思想の専門家であり、なにより、憲法研究会の有力メンバーであった。周知のように、憲法研究会は、1945（昭和20）年10月に民間の憲法研究会として発足、12月には「憲法草案要綱」を発表し、日本国憲法の原案形成にも影響を与えたといわれている。鈴木は、一時期、この研究会に参加していたが、途中からで退会していたといわれている。そこから、社会党修正案に憲法研究会の「要綱」と同じものがあれば、そこは森戸が持ち込んだものと考えられている。しかし、実際にそうであったのかどうかはわからない。

たとえば、生存権規定については、現在では、社会党修正案がこれを取り上げるにあたって主導したのは、憲法研究会の流れをくむ森戸であるという見方がある（遠藤，2002：107）が、鈴木は、のちに、この修正案を入れたのは「森戸と自分」であると書いている。実際、高橋彦博が指摘するように、鈴木と森戸はそれぞれの学問的経歴を通じて、ワイマール憲法の「社会権」にあたる規定を新憲法に取り入れたいとの考えを共有しており（高橋，1997）、社会党の修正案協議の場で、両者がそれを確認し、党の修正提案としてまとめたのかもしれない。会議の資料がみつければ、この経緯も明らかになるはずである。

それに対して、第17条の国家賠償と第40条の刑事補償を別々の規定として入れることについては、鈴木が主導権を発揮してのことであるのは間違いない。田中輝和は、このことを意識していたのは鈴木だけであり、憲法研究会の草案でも2つを分けるという発想はなかったことを指摘している（田中，2013）。最高裁判所長官の天皇による任命を規定する第6条についても、司法権を行政権から厳格に独立させる必要を戦前・戦中から強調していた（鈴木，1934a）鈴木本人が主導したことは間違いない。

### 3 司法大臣・法務総裁としての仕事

#### (1) 登用と仕事ぶり

1947（昭和22）年6月、片山内閣が成立すると、鈴木義男は司法大臣に任命される。さきに指摘した片山による鈴木「重用」人事の延長線であると同時に、憲法改正をめぐる鈴木の仕事ぶりを評価してのことである。なお、彼の在任期間中の翌年2月、戦後の司法改革の一環として司法省が廃止され、司法行政の最高責任者は法務総裁となるが、鈴木は最初の法務総裁となる。

その後、片山内閣は短命のうちに瓦解し、1948（昭和23）年3月、後を継いだ芦田均内閣が成立するが、そこでも鈴木は法務総裁として留任する。この留任は、GHQがそれを強く望んだためであるという。戦後法制司法改革のただ中にあたるこの時期、司法大臣・法務総裁として鈴木はいったいどのような仕事をしたのか、そのなかには当該役職者としての当然の任務をこえて、注目すべき仕事があったのか、という疑問が生まれてくる。

この点については、日本においては、これまでほとんど取り上げられてこなかった。これまで出されたいくつかの社会党史同様、最新の党史でも片山内閣における鈴木の仕事にはまったく言及していない（日本社会党、1996）。1980年代に片山内閣をかなり詳しく研究した木下威にあっては、鈴木の仕事についての検討はしていない（木下、1982）。

これに対して、この時期の鈴木の仕事が高く評価する声をあげたのは、占領期の法制司法改革の実質的責任者であったA・オプラーである（出口、2009）。当時、民政局法制司法課長として、改革推進の最前線に立っていたオプラーは、鈴木の仕事ぶりについて次のように書き残している（オプラー、1964：121）。

片山内閣、ひきつづいて芦田内閣の一員として、鈴木氏は、ほとんど超人的仕事に直面しました。彼が司法大臣になったころ、日本の法律全体は、革命的变化の過程にありました。新裁判所法、検察庁法がちょうど制定され、彼の任期中に民法、刑法、訴訟法等の重要法案の改正がおこっていました。又、国家賠償法、行政事件訴訟法、人身保護法等の二次的立法はいうまでもありません。

国会に提出すべき法案を準備する主たる任務は、司法省にまかされていました。そして、その仕事は、鈴木氏の指導のもとに、連合国総司令部の行政部門を担当していた私との密接な協力のもとに行われました。

オプラーはこの文に「歴史こそ充分名誉を酬よう」というタイトルをつけ、鈴木が戦後改革で果たした役割の大きさが、日本において十分な評価を受けていないという認識を示した。その後、オプラー自身が帰国後『日本占領と法制改革』を著し、その中で鈴木について言及をしている。福永文夫は、それをふまえて、鈴木は「誠実で信頼できる」との理由で大臣再任となり、民法改正、人権擁護局設置で功績があったことに言及している（福永、2014：153, 251）。しかし、オプラーが指摘する、戦後の法制司法改革における鈴木の役割の本質的重要性は別のところにある。

## (2) 戦後法制司法改革

オプラーが強調しなかったのは、戦後日本の法制司法改革が円滑に進んだのは、鈴木が司法大臣・法務総裁を務めたことによるところがきわめて大きいということである。戦後の法制司法諸改革のほとんどは、確かに占領軍総司令部の主導のもとに進められた。しかし、オプラーは、「間接統治」による占領政策の実現という方針に忠実に、改革は日本人自身の手によるものでなければならぬと考えていた。したがって、改革が実現するには、日本政府が自らの意志で改革を受け入れ、実行に当たらなければならなかったのである。この期待に全面的に応えたのが鈴木であったことをオプラーは強調したのである（オプラー、1964）。

オプラーによれば、片山内閣で司法大臣となった鈴木は、「その前任者及び後任者とは違って」、GHQから提案された諸改革に「心から同意し」、その実現のために誠実かつ積極的に仕事をした。その結果、準備された改革のほとんどは、鈴木が大臣をしていた時期に成立する。オプラーによれば、当時、鈴木のような人物、つまり、日本の民主化を推進するという観点から、占領軍が進めようとした諸改革の意義を評価し、その実現に向けて全身全霊で努力するといった人物は少なかった。そうした鈴木が大臣を務めたからこそ、占領軍が「口先ばかりで内心は民主化の理想に煮え切らない日本政府」、特に官僚機構の態度に手を焼いていたなか、オプラーは司法省の官僚たちとの関係が円滑に進み、改革を進めることができたというのである（オプラー、1990：155）。

鈴木が片山内閣後の芦田内閣においても、法務総裁として留任となったこと、その留任にはGHQによる意向が働いていたこと背景に、オプラーのこうした鈴木評があったことは明白である。オプラーによれば、鈴木は、戦後日本の法制司法改革において極めて大きい政治的役割を果たした功労者として評価されるべきなのである。

他方、オプラーは、そうした評価が日本国内で共有されにくい事情についても指摘している。日本人に占領及び占領政策への反感が共有されている状況では、鈴木のような改革への積極的協力者は「多くの日本人によって売国奴、又は占領軍の傀儡というレッテルを貼られる危険があった」からである（オプラー、1990：153）。その際、オプラーが念頭に置いたと思われるのは、1947（昭和22）年に鈴木が書いた、GHQによる「公職追放」擁護論である。鈴木は、GHQによるバージに対象者だけでなく多くの国民にも不満がくすぶっている現状を批判し、戦争責任についての日本人の無自覚さを指摘してGHQの措置を擁護した（鈴木、1947。松谷、2020）。「売国奴」「占領軍の傀儡」とよばれる危険をかえりみずに、日本の民主化のために毅然と発言し行動する鈴木に、オプラーはしだいに尊敬の念をもち、ついには、個人的にも家族ぐるみの親交をもつにいたるのである。

友人からの発言であるということはさておいても、鈴木の仕事の歴史的意義を喚起したいオプラーのこの問題提起は、鈴木研究の重要なテーマとなるだろう。

### (3) 最高裁判所の創設

鈴木自身が、オブラーによるこうした評価を生前直接聞いていたとして、それにどう反応していたのかを示す直接的な資料はない。他方、鈴木みずからが司法大臣として自覚的に尽力したことについては、いくつかの文章が残されており、そこから鈴木の仕事ぶりを検討することができる。

まず、鈴木自身の回顧によれば（鈴木、1949）、鈴木が司法大臣就任時には「二大問題」があり、第一は最高裁判所の創設、第二は司法省の改革であった。この2つこそが、司法大臣鈴木が主要課題だった。したがって、司法大臣としての鈴木の仕事の評価するには、この2つの課題への対応をみるのが重要である。

まず、最高裁判所の創設であるが、仁昌寺は、鈴木義男研究会において、いくつかの資料を手掛かりとして、これに鈴木がどのような役割を果たしたかを明らかにした（仁昌寺、2019b）。鈴木の仕事ぶりが顕著だったのは、最高裁判所の裁判官と長官の選任過程への関与である。前述のように、鈴木が司法大臣就任当時の二大問題は、最高裁の創設と司法省の改革であった。なかでも「一度創ったらもはや作り直すことができない」裁判所をどうするかは鈴木にとって最重要課題であり、裁判官及び長官にあたっては、外部からどんな批判があっても、「自分の良心に忠実でありたい」と念じていたという（鈴木、1949）。

その鈴木が、最高裁の裁判官の選任、最高長官の選任とどう関わったかについては、鈴木自身が書いており（鈴木、1949）、別の関係者による証言（五鬼上、1949、1964）によって、それを裏付けあるいは補正することができる。

それらを総合すると、第一次吉田茂内閣で進められてはいたが、さまざまな利害衝突から暗礁に乗り上げていた裁判官の選考を、鈴木はすべて白紙に戻す。そして、新たに裁判官任命諮問委員会を設置するが、その構成員のうち4名は全国の裁判官から、1名は検察官から、4名は全国の弁護士から、3名は大学の法律学教授から互選された者としたのである。互選は選挙（郵便投票）で行われた。これらを実現させたのは鈴木である。そこで選ばれた12名と、衆参議院議長、そして首相が指名した2名の学識経験者、合計16名からなる諮問委員会（委員長は衆議院議長）が、政府に推薦する30名の裁判官候補者を決定した。諮問委員会では、各委員が書面で候補者案を提出したが、その数は139名に及んだというから、そこから30名に絞りこみが行われたわけである。

その候補者名簿から長官と14名の裁判官を選んだのは内閣であり、その選考については閣議で活発な議論が交わされたという。片山との関係を考えれば、そこでも鈴木が発言がそれなりの影響力をもったことは容易に推察できる。その結果、長官に選ばれたのは、当時それほど知られていなかった元判事の三淵忠彦であり、鈴木はその三淵を強く推薦していた。また、閣議では三淵をよく知らない閣僚からの心配に対して、「元の大審院長霜山氏すらも三淵氏の下でならば喜んで平判事になる」と言っていることを紹介して説得した（鈴木、1949）。じっさい、霜山は「平判事」として選任され、これを受諾する。

このような経過をみると、鈴木が、最高裁判所という新しい革袋に新しい葡萄酒を入れようという強い意志をもって積極的に働き、大きな成果をあげたことがわかる。これを日本の戦後司法

制度史のなかでどう評価するかについては、さまざまな意見がありうるであろうが、鈴木の仕事は、無視されたり看過されたりしてはならない。

#### (4) 司法省の改革

鈴木「の」二大問題」の残りの1つ、司法省の改革と鈴木との関わりについては、不明な点が多い。裁判所を切り離した司法省を法務庁へと改組したことは、マッカーサーの「示唆」によるものであり、鈴木を含む内閣が独自の判断をする余地はなかった。確かに、裁判所の司法省からの独立は、戦前から鈴木が訴えてきたことであり、鈴木は「心から同意」したはずであるが、司法省を解体し、内閣法制局を廃止し、それまでは内閣法制局が行ってきた仕事に限定される法務庁を新設するという改革を鈴木が本心ではどう思っていたのかはわからない。また、法務庁は後に法務府を経て法務省として復活することになるが、その筋道が当時の鈴木にあったのかについてもわからない。

オプラーは、法務庁に人権擁護局を設置したことを高く評価している（オプラー、1990：155）。もっとも、それは鈴木「の」独創ではなく、同様の制度が米国にあることを聞いた鈴木が、それを日本に導入したという。ともあれ、鈴木は、戦前から、20世紀の国家では、19世紀型国家のように国民の権利を侵害しないように努めるだけでは不十分で、国民の権利実現を積極的に図らなければならないという認識をもっていた。したがって、人権擁護局の設置は、鈴木「の」そうした認識を具体的制度として実現したものである。

さらに、鈴木が、自らの政治行動をもって示そうとしたのが、検察捜査権を政治から独立させるという原則である。芦田内閣のもとで発覚した昭和電工事件は、有力閣僚を含む大物政治家がからむ一大疑獄事件に発展した。その中で、法務総裁であった鈴木には、指揮権を発動して検察の捜査を止めさせる法的権限が認められており、一部からはそれが期待されていた。しかし、鈴木は、指揮権の発動を拒否し、その結果、芦田内閣は総辞職に追い込まれることになる。これによって、鈴木は、たとえ内閣が倒れることになっても、検察捜査権に政治が介入すべきでないという範例を示したのである（仁昌寺、2006）。周知のように、次の第二次吉田内閣においては、犬養健法相が造船疑獄事件で指揮権を発動し、検察による佐藤栄作らの逮捕を妨げた。しかし、指揮権の発動はこの一例だけであり、鈴木が示した検察捜査権への政治非介入の原則は、戦後日本の政治的行動規範の一つとなった。

## 4 むすびにかえて

これまでみてきた鈴木「の」仕事の背景には、一貫した政治的意志を見てとることができる。本稿では、鈴木「の」政治的理念を「ソーシャル・リベラル」すなわち「自由主義の論理的帰結」としての「広義の社会主義」不可欠の要素とするリベラルの立場としてきた。鈴木「の」仕事は、その政治理念を具体化するためのものであったとあってよい。

本稿で取り上げた弁護士転身の以前、学者としての鈴木は、このソーシャル・リベラルの立場を学問的に深め、その意味を社会に向かって発信する活動に没頭していた。しかし、帝大教授職を辞するころから、日本ではそうした活動の自由が大きく制約を受けるようになり、戦前・戦中期の鈴木は、弁護士として、最低限であっても、リベラルな価値や制度を守ることに奔走した。そして、決して満足すべきものではなかったが、注目すべき一定の成果をあげた。

敗戦後の占領軍による日本民主化政策は、鈴木に、自らの政治的理念に合った憲法と法制度を実現する絶好の機会を与えた。この好機に、鈴木はみずから進んで政治家となり、政治的役割を積極的に引き受け、大きな成果をあげた。芦田小委員会での仕事、司法大臣・法務総裁としての仕事がそれである。

鈴木これらの仕事は、戦後日本の政治・行政において、福祉国家、社会国家というかたちで、ソーシャル・リベラルの理念が広く共有されるための基礎となったとはいえるのではないか。鈴木の仕事は、そうした視点から再検討・再評価されるべきではないか、というのが本稿のとりあえずの結論である。戦後日本においてソーシャル・リベラルの理念がどの程度共有されたのか、あるいはそれをどう評価すべきなのかについては、意見は分かれるであろう。しかし、少なくとも、そうした理念が一定程度の影響をもっていた、あるいは現在でももっていることは間違いないとすれば、それが鈴木の仕事の再評価する視点になるはずである。

すでに、高橋彦博は、まさにこうした視点に立って、鈴木をもって、日本国憲法に「ワイマール・モデル」を持ち込み、日本国憲法の性格を占領軍が想定していた19世紀型の「自由主義的」憲法から20世紀型の「社会的」憲法へと質的に転換させた中心人物と評価したのである（高橋、1997）。本稿では、鈴木政治的理念をより明確にし、制憲議会での鈴木の仕事だけでなく、それ以前の弁護士としての仕事、司法大臣・法務総裁としての仕事の中にも、鈴木政治的理念が一貫していたことを示したつもりである。

鈴木政治的立場・思想については、より広い観点から研究を進めることもできよう。とりあえず2つの視点を提起したい。

第一に、なぜ鈴木は生涯にわたってソーシャル・リベラルの立場を維持できたのか、その思想的強靱さの源はどこにあるのかという視点である。大正デモクラシーのなかでリベラルな思想を獲得した知識層の多くは、それを維持できなかった。ある者はマルクス主義に近づくことで、ある者は「国体」ナショナリズムに近づくことで、リベラルであることを放棄してしまう。鈴木はなぜそうならなかったのか。こうした思想の一貫性をどう評価するかは別として、「転向」がテーマとなる日本現代思想史においては、逆に検討に値するテーマであろう。

第二に、なぜ鈴木のようなソーシャル・リベラルの仕事や思想が、戦後日本では評価されなかったのかという視点である。これには、さらに2つの視点が必要かもしれない。ひとつは、ソーシャル・リベラルを理念とする政治勢力が結集できなかったこととの関連で考えるという視点、もうひとつは、「進歩的知識人」とよばれたソーシャル・リベラルに近い戦後知識層の思想のあり方との関連で考える視点である。後者についていえば、そうした知識層はかなり存在したが、そこ

では戦前からの思想的断絶が強く意識され、ソーシャル・リベラルの伝統が見過ごされてしまったのではないかというのが筆者の暫定的仮説である。

ともあれ、鈴木義男研究会は、こうした問題意識をつぎつぎと喚起させる。

#### <引用文献>

渥美孝子 (2020) : 翻刻・解説『宮本百合子裁判資料——「手記」と「聴取書」——』, 不二出版。

新井ゆり子 (2005) : 仁昌寺正一宛て手紙, 鈴木義男研究会第10回 (2019.7.22) 資料

上田誠吉 (1983) : 『昭和裁判史論——治安維持法と法律家たち——』, 大月書店。

遠藤美奈 (2002) : 『健康で文化的な最低限の生活』再考, 飯島昇三・川岸令和 (編) 『憲法と政治思想の対話』, 新評論。

荻野富士夫 (1996) : (編) 『治安維持法関係資料 第2巻』, 新日本出版社。

奥平康弘 (2006) : 『治安維持法小史』, 岩波書店。

オプラー, A. (1964) : 「歴史こそ充分名誉を酬よう」, 鈴木義男伝記刊行会 (編) 『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会。

———— (1990) : 内藤頼博 (監訳), 納谷廣美・高地茂世 (訳) 『日本占領と法制改革——GHQ担当者の回顧』, 日本評論社。

河上肇 (1947) : 『自叙伝 (三)』, 岩波書店。

木下威 (1982) : 『片山内閣史論』, 法律文化社。

小池真理子 (1986) : 『悪女と呼ばれた女たち』, 集英社。

五鬼上堅盤 (1949) : 「新しい裁判所の設立前後」 (一) (二), 『新法曹会報』4号, 5号。

———— (1964) : 「司法制度の基礎固め・最高裁判所成立時代」, 鈴木義男伝記刊行会 (編) 『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会。

古関彰一 (2005) : 「解説」, 第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録, 現代史料出版。

———— (2015) : 『平和憲法の深層』, 筑摩書房。

———— (2017) : 『日本国憲法の誕生 増補改訂版』, 岩波書店。

澤地久枝 (1980) : 『昭和史のおんな』, 文芸春秋社。

清水まりこ (2011) : 「人格的生存権の実現をめざして——鈴木義男と日本国憲法第25条第一項の成立——」, 『社会事業史研究』39号。

———— (2018) : 「制憲議会における鈴木義男」, 『東北学院史資料センター年報』Vol.2。

塩田純 (2018) : 『9条誕生 平和国家はこうして生まれた』, 岩波書店。

鈴木義男 (1925) : 「社会行政の新領域——労働行政の発展に就いての一考察——」 『社会政策時報』60号。

———— (1930) : 佐々木惣一宛の手紙, 鈴木義男研究会第7回 (2019.5.13) 資料。

———— (1933) : 「治安維持法の改正に就いて」, 荻野富士夫 (編) 『治安維持法関係資料 第2巻』, 1996, 新日本出版社。



- (1934a) : 「検察と裁判の分離を要望す」, 『正義』9月号。
- (1934b) : 「裁判の簡素化」, 『中央公論』12月号
- (1935) : 「人権蹂躪の防止」, 『正義』4月号。
- (1947) : 「追放は厳粛な民族的責務」, 『読売新聞』昭和22年12月5日。
- (1949) : 「最高裁判所創設エピソード」, 『法曹』8号。
- (1951) : 「民主化に逆行する治安立法」, 『世界』72号。
- (1958) : 「私の記憶に存する憲法改正の際の修正点 - 参議院内閣委員会に於ける公述速記 -」, 『第二十四回国会参議院内閣委員会会議録』38号。
- (1946) : 「司法制度の改革」, 『法律時報』18巻6号。
- 鈴木義男伝記刊行会 (1964) : (編) 『鈴木義男』, 鈴木義男伝記刊行会。
- 鈴木義臣 (1955) : 「候補者の横顔」, 『福島民友』1995年2月6日。
- 第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録 (2005), 現代史料出版。
- 高橋彦博 (1997) : 『日本国憲法体制の形成』, 青木書店。
- 滝内礼作 (1972) : 「鈴木義男」, 潮見俊隆 (編著) 『日本の弁護士』。
- 田中輝和 (2013) : 「憲法17, 40条の成立と鈴木義男氏」, 『東北学院大学法学政治学研究所紀要』21号。
- 出口雄一 (2009) : 「『亡命ドイツ法律家』アルフレッド・C・オプラー——異文化接触としての占領期法制改革——」, 『法学研究』82巻1号。
- 仲澤俊輔 (2012) : 『治安維持法』, 中央公論社。
- 仁昌寺正一 (2006) : 「鈴木義男」, 東北学院資料室運営委員会/「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会 (編) 『大正デモクラシーと東北学院——杉山元治郎と鈴木義男——』, 東北学院。
- (2016) : 「弁護士時代の鈴木義男」, 『東北学院史資料センター年報』創刊号。
- (2017) : 「鈴木義男の平和主義(1)」, 『東北学院史資料センター年報』Vol.2。
- (2019a) : 「鈴木義男が弁護を担当したもの」, 鈴木義男研究会第4回 (2019.3.7) 資料
- (2019b) : 鈴木義男研究会第\*回 (2019.3.7) 資料
- (2020) : 「弁護士活動の展開」, 鈴木義男研究会第40回 (2020.10.30) 資料。
- 日本社会党史50年史編纂委員会 (1996) : 『日本社会党史』, 社会民主党全国連合。
- 波多野節子 (2015) : 『李光洙 韓国近代文学の祖と「親日」の烙印』, 中央公論社。
- 福永文夫 (1997) : 『占領期中道政権の形成と崩壊』, 岩波書店。
- 平和人物大事典 (2006) : 「鈴木義男」の項目。
- 松谷基和 (2020) : 「GHQの仙台占領と鈴木義男——米国国立公文書館での調査報告」, 『東北学院史資料センター年報』Vol.5。
- 森清 (1983) : (監訳) 『憲法改正小委員会秘密議事録』, 第一法規出版。
- 森正 (1985) : 『治安維持法と弁護士』, 日本評論社。